京都市消防局訓令甲第6号

各部消防学校各消防署

京都消防ヘリポート管理規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月29日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) あらかじめ管理責任者に飛行計画を通報するとともに、京都消防ヘリポート使用許可申請書(別記様式)に、航空保険の加入を証明する書類の写し(以下「保険加入証明証等」という。)を添えて、消防局長に申請させること。ただし、官公庁等による使用又は緊急の場合については、保険加入証明書等の添付を省略できるものとする。 附則の次に次の様式を加える。 消

防

局

申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の

長

(宛先)

所在地)

京都消防ヘリポート使用許可申請書

年

名。記名押印又は署名)

申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者

月

日

							電話()		_	
京都消防ヘリポート管理規程第7条第1項の規定により、京都消防ヘリポート使用の許可を申請します。											
使	用	日	時		年	月	日	時	分	から	
					年	月	日	時	分	まで	
使	用	目	的								
	用 if リコ			型式・登録	录記号						
				最大離陸重	量					キログ	<u>ラム</u>
				京都消防~	ヘリポー	ト着陸時(の重量			キログ	<u>ラム</u>
機	長	氏	名								
飛	行	経	路								
垂	咚 =	— <u>—</u> 长 人	 昌		垂継		夕	 		夕	

注 航空保険に加入していることを証明する書類の写しを添付してください。

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局警防部消防救助課)